

■「限定容認論」の明確な否定（必要最小限度は「数量的概念ではない」）

憲法9条と集団的自衛権の行使の関係について、「自国防衛と重なる他国防衛たる集団的自衛権行使」、すなわち、「我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまる集団的自衛権の行使」なるものが憲法上許容されるのかについて国会質疑等が行われたことがあります。

これは以下のような、ある政府答弁等において、「憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」としつつ、「集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」としていたことから、「それでは、我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまる集団的自衛権の行使なるものが憲法上存在し得るのではないか？」という問題意識を背景としたものとされています。

■昭和56年5月29日答弁32号、対稻葉誠一衆議院議員

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。

これについては、政府の憲法9条解釈として、以下の見解から、「憲法上許容される必要最小限度の集団的自衛権の行使なるものは存在しない」、すなわち、「限定的な集団的自衛権行使なるものについては、解釈変更の余地すらない」（つまり、条文改正によるほかない）と明快に整理されています。

- ・「自衛のための必要最小限度の範囲を超えない集団的自衛権の行使が許容されうるか」については、この「必要最小限度の範囲」という文言は数量的概念に基づくものではない。
- ・ようするに、個別的自衛権たる武力行使の三要件のうちの第一要件である「我が国に対する武力攻撃の発生」という条件が集団的自衛権の行使には定義上始めから存在しないところ、「必要最小限度の範囲を超えるとは、端的に、第一要件を欠いていることを意味している」に過ぎない。
- ・従って、第一要件を欠く以上、あらゆる集団的自衛権行使が憲法9条において可能になる余地はない。

※武力行使の三要件

- ①我が国に対する武力攻撃が発生したこと
- ②これを排除するために他の適当な手段がないこと

③実力行使の程度が必要最小限度にとどまるべきこと

※集団的自衛権行使の定義

「自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する国際法上の権利」

■第159回国会 衆議院予算委員会 平成16年01月26日

○安倍委員（注：安倍晋三総理） 「八一年の政府答弁（注：上記の「昭和56年5月29日答弁32号」）にはこうあります。……「憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」と解しておらず、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。」……さらにはまた、これは「研究してみる余地」ということにもつながってくると思うんですが、「わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」、こういうふうにありますが、「範囲にとどまるべき」というのは、これは数量的な概念を示しているわけでありまして、絶対にだめだ、こう言っているわけではないわけであります。とすると、論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えられるかどうか。

その点について、法制局にお伺いをしたいというふうに思います。

○秋山内閣法制局長官 憲法解釈において政府が示している、必要最小限度を超えないかというの、いわば数量的な概念なので、それを超えるものであっても、我が国の防衛のために必要な場合にはそれを行使することというのも解釈の余地があり得るのではないかという御質問でございますが、憲法9条は、戦争、武力の行使などを放棄し、戦力の不保持及び交戦権の否認を定めていますが、政府は、同条は我が国が主権国として持つ自国防衛の権利までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保有し行使することは認めていると考えておるわけでございます。

その上で、憲法9条のもとで許される自衛のための必要最小限度の実力の行使につきまして、いわゆる三要件を申しております。我が国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、それから、実力行使の程度が必要限度にとどまるべきことというふうに申し上げているわけでございます。

お尋ねの集団的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外國のために実力を行使するものであります、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。

したがいまして、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているものではありません。